


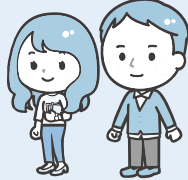
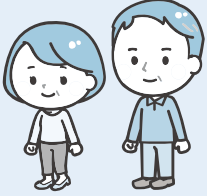
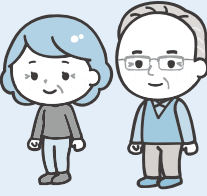
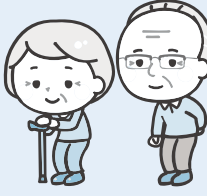


第4章 年代別健康づくりの目標

健康はままつ21は、各分野において各々が取り組むべき具体的な行動を「市民のやらまいか」として設定しています。

自分の年代を確認し、実践できる健康づくりを見つけ、取り組みましょう。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期
0歳～6歳	7歳～12歳	13歳～19歳	20歳～44歳
			
家庭や地域全体で、こどもの健康づくりを進め、基本的な生活習慣を身につけます。	自分のところとからだに関心を持ち、規則正しい生活を送ります。	命の大切さや正しい性の知識、自分自身の健康づくりに対する意識を高めます。	生活習慣を見直し、ライフスタイルに合わせた健康づくりを実践します。
身につけよう 基本的な 生活習慣	実践しよう 基本的な 生活習慣	大切にしよう 自分のところと からだ	見直そう いまの生活 未来の健康
市民のやらまいか			
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 早寝早起きなど、規則正しい生活習慣を身につける ◆ 朝食を食べる習慣を身につける ◆ 素材の味をおいしく楽しく食べる経験を積む ◆ 主食・主菜・副菜を知り、好き嫌いなく食べる ◆ 身体を動かすことを楽しむ ◆ かかりつけ歯科医をもち、定期的にフッ化物塗布を受ける ◆ よくかんで食べる習慣を身につけて、正しい口の機能を獲得する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 早寝早起きなど、規則正しい生活習慣を身につける ◆ 朝食を必ず食べる ◆ 主食・主菜・副菜を知り、好き嫌いなく食べる ◆ 薄味に慣れる ◆ 運動やスポーツを楽しむ、運動習慣を身につける ◆ たばこの害、薬物に対する正しい知識をもち ◆ かかりつけ歯科医をもち、定期的にフッ化物塗布を受ける ◆ むし歯や歯肉炎の予防に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 早寝早起きなど、規則正しい生活習慣を心がける ◆ 朝食を必ず食べる ◆ 主食・主菜・副菜をそろえて食べる ◆ 適正体重を知り、やせや肥満に気をつける ◆ 運動やスポーツを楽しむ、運動習慣を身につける ◆ かかりつけ歯科医をもち、定期的にフッ化物塗布を受ける ◆ 正しい歯みがきの仕方を身につける ◆ 悩み事を相談できる相手をもつ ◆ たばこ、アルコール、薬物に手を出さない ◆ 性や妊娠に関する正しい知識を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的に健康診査・がん検診・歯科検診を受ける ◆ 朝食を必ず食べる ◆ 主食・主菜・副菜をそろえて食べる ◆ 減塩を心がける ◆ 適正体重を維持し、やせや肥満に気をつける ◆ 運動やスポーツを楽しむ、運動習慣を身につける ◆ 質の良い睡眠を心がける ◆ たばこをやめたい人はやめる ◆ 飲酒する時は適量飲酒を心がける ◆ 自分の口に合った歯みがきの仕方を身につける ◆ 地域の中で孤立することなく子育てをする

中年期	高齢期Ⅰ	高齢期Ⅱ
<p>45歳～64歳</p> 	<p>65歳～74歳</p> 	<p>75歳以上</p> 
<p>運動の習慣化やストレスに上手に対応するなど、自主的な健康づくりを継続します。</p>	<p>健康で、生きがいをもって、地域や社会で活躍します。</p>	<p>外出機会を増やし、趣味や生きがいを通じて人とのつながりを深めます。</p>
<p>みつめよう 自分の健康 自分で管理</p>	<p>つづけよう 今の生活 現役世代</p>	<p>みいだそう 人生のたのしみ いきいき笑顔</p>
市民のやらまいか		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的に健康診査・がん検診・歯科検診を受ける ◆ 朝食を必ず食べる ◆ 主食・主菜・副菜をそろえて食べる ◆ 減塩を心がける ◆ 適正体重を維持する ◆ 意識的に今より10分(1,000歩)多く体を動かす ◆ 質の良い睡眠を心がける ◆ たばこをやめたい人はやめる ◆ 飲酒する時は適量飲酒を心がける ◆ よくかんで食事をし、口の機能の維持向上に努める ◆ 地域の中で子育て世代を応援する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的に健康診査・がん検診・歯科検診を受ける ◆ かかりつけ医(医科・歯科)をもつ ◆ 主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日3回とる ◆ 減塩を心がける ◆ たんぱく質を含む食品をとるよう意識する ◆ 適正体重を維持する ◆ 週2回は30分以上体力に合った運動・スポーツを楽しむ ◆ 飲酒する時は適量飲酒を心がける ◆ よくかんで食事をし、口の機能の維持向上に努める ◆ 地域活動・ボランティア活動などに積極的に参加する ◆ 地域の中で子育て世代を応援する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的に健康診査・がん検診・歯科検診を受ける ◆ かかりつけ医(医科・歯科)をもつ ◆ 主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日3回とる ◆ たんぱく質を含む食品をとるよう意識する ◆ 適正体重を維持する ◆ 運動・スポーツを通じて、地域と交流をもつ ◆ 飲酒する時は適量飲酒を心がける ◆ よくかんで食事をし、口の機能の維持向上に努める ◆ 地域活動(自治会・シニアクラブなど)に積極的に参加する ◆ 地域の中で子育て世代を応援する

資料編

1 市の要綱・条例等

健康はままつ21推進会議設置要綱

(目的)

第1条 健康はままつ21計画の推進を通して、市民の健康の保持・増進を支援するとともに、健康はままつ21に参画する団体等の相互の連携及び連絡・調整を図るため、健康はままつ21推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議の構成)

第2条 推進会議は、健康はままつ21に参画する市民・各種団体及び行政機関をもって組織する。

(協議事項)

第3条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 健康はままつ21に参画する各種団体の取組み状況・進捗状況の報告及び取り組みの見直しに関する事。
- (2) 市民の健康情報の発信と啓発に対する支援に関する事。
- (3) 健康づくり推進に関わる具体的方策に関する事。
- (4) その他市民の健康づくりに必要な事項に関する事。

(会長)

第4条 推進会議には会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、浜松市健康福祉部医療担当部長とし、副会長は、健康増進課長とする。
- 3 会長は、推進会議を代表し、必要に応じて推進会議を招集する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

浜松市母子保健推進会議条例

(設置)

第1条 市は、母子保健施策の推進に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市母子保健推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(委員)

第2条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 保健及び医療の関係者

(2) 母子保健に関する学識経験を有する者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20条例30・平31条例21・一部改正)

(会長)

第3条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に浜松市母子保健センター条例の一部を改正する条例（平成18年浜松市条例第97号）の規定による改正前の浜松市母子保健センター条例（昭和57年浜松市条例第19号）第13条第1項の浜松市母子保健推進会議（以下「旧推進会議」という。）の委員の職にあった者（以下「旧委員」という。）は、施行日において、第2条第2項の規定により推進会議の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、旧委員の任期の末日までとする。

3 施行日から平成20年3月31日までの間に委嘱される推進会議の委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

4 施行日の前日に旧推進会議の会長の職にあった者は、第3条第1項の規定にかかわらず、推進会議の会長とみなす。

附 則（平成20年3月21日浜松市条例第30号抄）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第21号抄）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

浜松市歯科口腔保健推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康が心身の健康の保持増進及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯と口腔の健康の保持増進及びこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉又は教育に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらのもので組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯と口腔の検診（健康診査及び健康診断を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を自主的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びこれらの機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識及び理解を深め、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、相互に、及び保健医療等関係者と連携して、歯科口腔保健（歯と口腔の機能の回復によるものを含む。以下この項において同じ。）に資するよう、良質かつ適切に歯科医療等業務を行うほか、歯科口腔保健を推進するよう努めなければならない。

2 歯科医療等関係者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保健医療等関係者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、相互に、及び歯科医療等関係者と連携して、歯科口腔保健を推進するよう努めなければならない。

2 保健医療等関係者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施)

第9条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発
- (2) 定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨
- (3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯科口腔保健を推進するための運動をいう。）その他の歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の推進
- (4) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科疾患の予防対策
- (5) 個別的に又は公衆衛生の見地から行う科学的根拠に基づいた歯科疾患の効果的な予防のための措置
- (6) 障害者、介護を必要とする者その他の者であって定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること又は歯科医療を受けることが困難なものが、これらを受けることができるようにするための必要な施策
- (7) 災害時における応急的な歯科医療の提供等に関し必要な施策
- (8) 歯科口腔保健の推進に関する調査及び研究並びに情報の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

(計画の策定)

第10条 市長は、前条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、広く市民の意見を聴くとともに、次条第1項に規定する浜松市歯科保健推進会議の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(浜松市歯科保健推進会議)

第11条 市は、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市歯科保健推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他市長が特に必要があると認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平31条例21・一部改正)

(推進会議の会議)

第12条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条まで及び次項から附則第6項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に浜松市パブリック・コメント制度実施要綱（平成15年浜松市告示第156号）の規定による市民の意見聴取及び附則第6項の規定による改正前の浜松市口腔保健医療センター条例（昭和58年浜松市条例第17号）第10条第1項に規定する浜松市歯科保健推進会議（以下「旧推進会議」という。）の意見聴取がされた第10条第1項の計画に相当する計画の案（平成26年4月1日以後の期間に係るものに限る。）は、同条第2項の規定による市民の意見聴取及び推進会議の意見聴取がされた同条第1項の計画の案とみなす。

(経過措置)

3 施行日の前日に旧推進会議の委員の職にあった者（以下「旧委員」という。）は、施行日において、第11条第3項の規定により推進会議の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされた委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

4 施行日から平成27年3月31日までの間に委嘱される推進会議の委員の任期は、第11条第4項の規定にかかわらず、同日までとする。

5 施行日の前日に旧推進会議の会長の職にあった者は、第11条第5項の規定にかかわらず、推進会議の会長とみなす。

(浜松市口腔保健医療センター条例の一部改正)

6 浜松市口腔保健医療センター条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

浜松市食育推進連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、浜松市食育推進連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 市が提案する食育推進のための計画の策定、計画の進捗管理及び推進に関する事項について、有識者（学識経験者）及び食育の推進に係る機関、団体から意見を聴取するため、連絡会を設置する。

(委員の役割)

第3条 連絡会の委員は、計画の策定、計画の進捗管理及び推進にあたり、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の進捗管理及び推進に関する事項
- (3) その他、食育の推進にあたり必要と認められる事項

(委員)

第4条 連絡会は、委員10名以内で組織する。

- (1) 有識者（学識経験者）
- (2) 食育の推進に係る機関及び団体の代表者
- (3) その他、必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年を越えない年度末までとする。

2 委員に欠員が生じ、運営に支障が生じるときは、新たな委員を選任できるものとし、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 連絡会は、健康増進課長が招集する。

2 健康増進課長は、必要があると認めるときは、連絡会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、健康福祉部健康増進課に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、健康増進課長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。

2 委員名簿

【浜松市保健医療審議会】

地域保健、保健所の運営その他保健、医療及び福祉の連携に関する事項を調査審議する。

◎会長 ○副会長 （敬称略、五十音順）

氏名	所属団体名等
海野 直樹	一般社団法人 浜松市医師会
江上 直美	公益社団法人 静岡県看護協会西部地区支部
岡 俊明（○）	一般社団法人 浜松市医師会
尾島 俊之	国立大学法人 浜松医科大学健康社会医学講座
金子 寛	一般社団法人 引佐郡医師会
岸本 肇	一般社団法人 浜松市浜北医師会
木村 裕一	一般社団法人 浜松市歯科医師会
坂本 貴宏	浜松市労働者福祉協議会
正田 栄	一般社団法人 浜名医師会
鈴木 勝之	一般社団法人 磐周医師会
滝浪 實（◎）	一般社団法人 浜松市医師会
月井 英喜	一般社団法人 浜松市薬剤師会
宮島 克利	静岡県給食協会浜松市支部
柳田 温	浜松市民生委員児童委員協議会
山岡 功一	静岡県精神科病院協会

※所属団体名等は令和5（2023）年度現在

【浜松市母子保健推進会議】

母子保健施策の推進に関し必要な事項について調査審議する。

◎会長（敬称略、五十音順）

氏名	所属団体名等
石井 廣重	一般社団法人 浜松市浜北医師会
伊東 宏晃（◎）	国立大学法人 浜松医科大学産婦人科学講座
鹿野 共暁	一般社団法人 浜松市医師会
齋藤 由美	浜松市助産師会
杉浦 弘	一般社団法人 浜松市医師会
多々内 友美子	一般社団法人 浜松市医師会
田中 敏郎	一般社団法人 浜松市医師会
本目 恵子	一般社団法人 浜松市歯科医師会
室加 千佳	学校法人 聖隷学園 聖隷クリストファー大学
森園 直美	一般社団法人 浜松市薬剤師会

※所属団体名等は令和5（2023）年度現在

【浜松市歯科保健推進会議】

歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、関係する機関・団体と協議を行う。

◎会長 ○会長職務代理 (敬称略、五十音順)

氏名	所属団体名等
池谷 志保	特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会
磯部 智明 (○)	一般社団法人 浜松市医師会
稲川 弘子	ヘルスポランティア活動連絡会
小田 史子	浜松市浜松手をつなぐ育成会
北村 庄吾	浜松市介護支援専門員連絡協議会
木村 裕一 (◎)	一般社団法人 浜松市歯科医師会
才川 隆弘	一般社団法人 浜松市歯科医師会
鈴井 浩子	浜松民間保育園園長会
野寄 秀明	一般社団法人 浜松市薬剤師会
村上 祐介	一般社団法人 浜松市歯科医師会

※所属団体名等は令和5(2023)年度現在

【浜松市食育推進連絡会】

食育推進に関する施策に関し関係する機関、団体から意見を聴取する。

(敬称略、五十音順)

氏名	所属団体名等
荒巻 太枝子	浜松市私立幼稚園協会
安藤 香澄	浜松民間保育園園長会
石川 孝子	浜松市食育ボランティア
片岡 信夫	浜松商工会議所食品部会
栗原 理江	公益社団法人 静岡県栄養士会
黒澤 富崇	とぴあ浜松農業協同組合
竹田 圭吾	株式会社 遠鉄ストア (はままつ 食 de 元気応援店)
野末 みほ	学校法人 常葉大学 健康プロデュース学部健康栄養学科
袴田 康代	浜松市 PTA 連絡協議会
本目 恵子	一般社団法人 浜松市歯科医師会

※所属団体名等は令和5(2023)年度現在

3 健康はままつ21計画策定作業部会担当課

部	課名	部	課名
市民部	創造都市・文化振興課	こども家庭部	次世代育成課
	スポーツ振興課		子育て支援課
健康福祉部	福祉総務課		環境部
	障害保健福祉課	環境政策課	
	高齢者福祉課	ごみ減量推進課	
	国保年金課	産業部	農業水産課
	健康医療課	都市整備部	公園課
	精神保健福祉センター	土木部	道路企画課
	保健総務課	ウエルネス推進事業本部	
	生活衛生課	学校教育部	健康安全課
		教育研究会中家庭科学研究部	新津中学校

4 健康はままつ21推進協力団体一覧

※企業・団体名は令和5(2023)年度現在

健康保険組合				8 団体
1	エンシュウ健康保険組合	5	スズキ健康保険組合	
2	遠州鉄道健康保険組合	6	全国健康保険協会 静岡支部	
3	河合楽器健康保険組合	7	ホトニクス・グループ健康保険組合	
4	スクロール健康保険組合	8	ヤマハ健康保険組合	
学校				12 団体
9	学校法人 興誠学園 浜松学院中学校・高等学校	15	学校法人 森島学園 専門学校 浜松医療学院	
10	学校法人 十全青翔学園 静岡医療科学専門大学校	16	公立大学法人 静岡文化芸術大学	
11	学校法人 聖隷学園 聖隷クリストファー大学	17	国立大学法人 浜松医科大学	
12	学校法人 名古屋大原学園 浜松校	18	静岡県厚生連看護専門学校	
13	学校法人 ミズモト学園 東海歯科衛生士専門学校	19	常葉大学 浜松キャンパス	
14	学校法人 ミズモト学園 東海調理製菓専門学校	20	浜松市立小・中学校	

マスメディア				5 団体
21	株式会社 静岡新聞社・静岡放送浜松総局	24	浜松エフエム放送株式会社	
22	株式会社 中日ショッパー	25	浜松百選	
23	株式会社 中日新聞社東海本社			
保健医療専門団体				10 団体
26	一般社団法人 浜松市医師会	31	公益社団法人 静岡県栄養士会	
27	一般社団法人 浜松市歯科医師会	32	公益社団法人 静岡県看護協会 西部地区支部	
28	一般社団法人 浜松市食品衛生協会	33	公益社団法人 静岡県理学療法士会	
29	一般社団法人 浜松市薬剤師会	34	浜松市学校保健会	
30	一般財団法人 浜松光医学財団	35	浜松市助産師会	
病院等				14 団体
36	医療法人 弘遠会 すずかけセントラル病院	43	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 総合病院聖隷浜松病院	
37	医療法人社団 あずま会 平安の森記念病院	44	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院	
38	医療法人社団 盛翔会 浜松北病院	45	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 保健事業部	
39	医療法人社団 松愛会 松田病院	46	齊観堂鍼灸治療院	
40	医療法人社団 明徳会 十全記念病院	47	独立行政法人 労働者健康安全機構 浜松ろうさい病院	
41	公益財団法人 浜松市医療公社 浜松医療センター	48	はまきた施術院 小池店	
42	J A 静岡厚生連 遠州病院 健康管理センター	49	浜松赤十字病院	
官公庁				3 団体
50	浜松西税務署	52	浜松労働基準監督署	
51	浜松東税務署			
スポーツクラブ				11 団体
53	遠鉄スポーツクラブ・エスポ	59	サーラスポーツ株式会社	
54	株式会社 アクトス スポーツクラブアクトス 浜松	60	野村不動産ライフ&スポーツ株式会社 メガロス浜松市野	
55	株式会社 ジャパンスポーツ アクパ ス浜松スイミングクラブ	61	浜松市北部水泳場 (シンコースポーツ・ 東海美装興業グループ)	
56	株式会社 ティップネス 浜松葵東店	62	古橋廣之進記念 浜松市総合水泳場 T o B i O	
57	株式会社 浜松スポーツセンター	63	メディカルフィットネス&スパ Nice BeaT 浜松	
58	株式会社 R i n a t a			

非営利団体				26 団体
64	一般社団法人 全日本司厨士協会 静岡県西部支部	77	認定NPO法人 はままつ子育てネットワーク ぴっぴ	
65	一般財団法人 浜松公園緑地協会	78	認定NPO法人 魅惑的倶楽部	
66	一般社団法人 MOAインターナショナル 浜松オフィス	79	認定特定非営利活動法人 笠井共生活動センター	
67	医療法人社団 至空会 だんだん	80	花川運動公園ノルディック・ウォーク	
68	NPO法人 国保ヘルスアップ事業支 援協議会	81	浜松外国人医療援助会	
69	M笑むP ノルディック・ウォーク	82	浜松かんゆう会	
70	公益財団法人 浜松市スポーツ協会	83	浜松市消費者団体連絡会	
71	こどもをタバコから守る会	84	浜松市食育ボランティア	
72	静岡県給食協会 浜松市支部	85	浜松商工会議所	
73	社会福祉法人 浜松いのちの電話	86	浜松市老人クラブ連合会	
74	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	87	浜松東ノルディック・ウォーク普及推進 実行委員会	
75	世界松林流空手道連盟 東海地区本部 浜松支部	88	浜松フリー管理栄養士の会	
76	糖尿病のよりよい連携医療をめざす会	89	ヘルスボランティア活動連絡会	
健康づくりに関わる各種組合				4 団体
90	引佐町森林組合	92	浜松たばこ販売協同組合	
91	浜北医療生活協同組合	93	浜松料理協同組合	
健康づくりに関わる各種企業				118 団体
94	朝日生命保険相互会社 静岡支社	104	MSD株式会社 浜松サテライトオフィ ス	
95	麻布亭 COCO	105	遠州信用金庫	
96	アフラック生命保険株式会社 浜松支社	106	遠州鉄道株式会社	
97	アルフレッサ株式会社 浜松西事業所	107	遠鉄アシスト株式会社（可美公園総合セン ター・新橋体育センター）	
98	イオンリテール株式会社 イオン浜松市野店	108	お家カフェ きっさこ	
99	イオンリテール株式会社 イオン浜松西店	109	オーガニックハウス あさのは屋	
100	イタリア食堂 オルトラーナ	110	オークラアクトシティホテル浜松	
101	うなぎと和食 うおかっちゃん	111	大塚製薬株式会社ニュートラシューティ カルズ事業部 名古屋支店 浜松出張所	
102	エーザイ株式会社	112	お好み工房 こがねや	
103	エネジン株式会社	113	割烹みその 千とせ店	

健康づくりに関わる各種企業			
114	カフェ すぎうら	141	キッセイ薬品工業株式会社 浜松営業所
115	café dining mou mou	142	機能強化型 認定栄養ケア・ステーション ちょぼ
116	株式会社 あいてらす	143	餃子の革命物語
117	株式会社 AZUドアポスト	144	協和キリン株式会社 浜松営業所
118	株式会社 いづみ食品	145	コーヒー・カジュアルレストラン ぴいぷる
119	株式会社 遠鉄ストア	146	サーラエナジー株式会社 浜松支社
120	株式会社 遠鉄百貨店	147	坂井モーター株式会社
121	株式会社 金指商会	148	Sa Domu Mia
122	株式会社 杏林堂薬局	149	37cafe (ひらきさんちのお料理教室)
123	株式会社 五味八珍	150	塩野義製薬株式会社 浜松営業所
124	株式会社 シーダイナー	151	自笑亭株式会社
125	株式会社 スモールポンド	152	じねんグループ
126	株式会社 西友 浜北店	153	しゃぶせい
127	株式会社 ソフトウェアプロダクツ	154	旬彩 一寸法師
128	株式会社 玉澤	155	旬菜庵 いつき
129	株式会社 東海トラベル	156	新中国料理 ムーラン
130	株式会社 TOMO RUN	157	ステーキのあさくま 鹿谷ガーデン店
131	株式会社 脳リハビリネットワーク	158	住友生命保険相互会社 浜松支社
132	株式会社 浜松グランドボウル	159	住友ファーマ株式会社 浜松営業所
133	株式会社 フォーリア	160	生活協同組合ユーコープ 小豆餅店
134	株式会社 ベイシア フードセンター 浜松都田テクノ店	161	生活協同組合ユーコープ 佐久間店
135	株式会社 ベイシア フードセンター 浜松雄踏店	162	生活協同組合ユーコープ さんじの店
136	株式会社 北伸	163	生活協同組合ユーコープ しずおか県本部
137	株式会社 マブチ工業	164	生活協同組合ユーコープ 富塚店
138	株式会社 モアソンジャパン	165	第一三共株式会社 浜松営業所
139	株式会社 ヤタロー	166	第一生命保険株式会社 浜松支社
140	株式会社 ローソン 静岡西支店	167	大鵬薬品工業株式会社 浜松出張所

健康づくりに関わる各種企業			
168	宅配クック ワン・ツウ・スリー 浜松北店	190	フードマーケットマム マム肉市場テ クノ店
169	宅配クック ワン・ツウ・スリー 浜松東店	191	フランス料理 メゾン ナカミチ
170	田辺三菱製薬株式会社	192	BRILLANTE IL SUZUKI
171	ちゃんこ陣屋	193	プロプル
172	中外製薬株式会社 浜松オフィス	194	毎日企業株式会社 (浜松毎日ボウル)
173	中国料理 華都	195	マックスバリュ東海株式会社
174	東京海上日動火災保険株式会社 浜松 支社	196	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
175	鳥居食品株式会社	197	三井住友海上火災保険株式会社
176	中北薬品株式会社 浜松支店	198	緑の谷のごちそうテラス CoCoChi
177	肉料理と大地の恵み ひなた	199	明治安田生命保険相互会社 浜松支社
178	西静岡ヤクルト販売株式会社 浜松支 社	200	MEGA ドン・キホーテ UNY 浜松泉町店
179	日本生命保険相互会社 浜松支社	201	焼肉 柳之介
180	日本たばこ産業株式会社 静岡支社	202	有限会社 どさん子 シーサイド
181	日本ベーリンガーインゲルハイム株式 会社 浜松営業所	203	有限会社 むつみ製パン
182	日本郵便株式会社 浜松地区連絡会	204	雪印ビーンスターク株式会社 中部支店 静岡事務所
183	農家のレストラン とんきい	205	ユニヴァーサル商事株式会社
184	ノバルティスファーマ株式会社	206	ラ・セゾン 雪月花
185	はっ葉	207	ライフケア浜松
186	浜名湖うなぎ だいだら	208	ラビットカフェ
187	浜松磐田信用金庫	209	蘭天
188	ピクルス工房 りんごの杜	210	レストラン 食楽工房
189	ヒマルパレス	211	和風料理 かえんろう

5 策定の経過

年月日	内容等
令和4年10月5日 ～令和4年11月4日	健康はままつ21(第2次浜松市健康増進計画)、浜松市歯科口腔保健推進計画、第3次浜松市食育推進計画 最終評価における健康調査実施
令和5年5月31日	市議会厚生保健委員会 ・健康調査結果の報告について
令和5年6月16日	健康はままつ21推進会議 ・最終評価及び次期健康はままつ21骨子案について
令和5年8月24日	第1回浜松市保健医療審議会 ・健康はままつ21骨子案について
令和5年8月31日	市議会厚生保健委員会 ・健康はままつ21骨子案について
令和5年10月23日	第2回浜松市保健医療審議会 ・健康はままつ21素案について
令和5年11月7日	市議会厚生保健委員会 ・健康はままつ21素案について
令和5年11月15日 ～令和5年12月14日	パブリック・コメント実施 【意見提出者数】 23人・3団体 【意見数】 58件(提案17件、要望27件、質問11件、その他3件) 【案に対する反映度】 案の修正 31件 今後の参考 15件 盛り込み済 8件 その他 4件
令和6年1月23日	第3回浜松市保健医療審議会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・健康はままつ21(修正案)について
令和6年2月19日	市議会厚生保健委員会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・健康はままつ21(修正案)について
令和6年2月 日	パブリック・コメントの実施後の市の考え方の公表
令和6年3月 日	健康はままつ21計画決定

6 用語解説

あ行

インプラント

体内に埋め込む医療機器や材料の総称。歯科では永久歯を失った箇所に金属製の歯根を埋め込み、その上に人工の歯を装着する治療法。

ウエルネス

健康を基盤とした幸せな人生や暮らしという健康を広義に捉えた概念。健康をゴールではなく手段とし、病気の治療ではなく予防・健康増進に重点を置く考え方（健幸）。

オーラルフレイル

加齢に伴う様々な口腔の状態の変化に、口腔健康への関心の低下や心身の能力低下も重なり生じる口腔機能の低下が、全身の老化にまでつながるという考え方。

か行

加熱式たばこ

たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気加熱することで煙を発生させるもの。

クラミジア(性器クラミジア感染症)

細菌の一種であるクラミジアに感染することによる性感染症。世界中で発生がみられ、国内においても年間を通じて患者の報告がある。

病原体は、クラミジア・トラコマチス。主に性交や性交類似行為により、感染部位の粘膜との接触や分泌物との接触により人から人に感染する。分娩時の産道感染で母子感染することがある。

血管性認知症

脳卒中(脳血管障害：脳梗塞・脳出血・くも膜下出血)によって脳内の神経組織が破壊され、そのことが要因となって現れる認知症のことを指す。

誤嚥性肺炎

本来、気管に入ってはいけないものが気管に入り起る肺炎。

こども食堂

子どもの居場所づくりの取組の1つで、地域のボランティアやNPO法人等が運営し、こどもやその保護者に対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する活動。

さ行

産後うつ

出産した女性の10人に1人、10%の罹患率があり、気分の落ち込みや楽しみの喪失、自責感や自己評価の低下などを訴え、産後3か月以内に発症することが多い。要因として、うつ病の既往の他、周囲のサポート不足など育児環境要因による影響も大きいとされている。

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）のなかで発がん性のある型のウイルスの持続的な感染が原因となって発症する。子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を防ぐワクチン。

市民いきいきトレーナー

浜松市リハビリテーション病院考案の運動機能の維持・向上を目的とした浜松いきいき体操を指導するトレーナー。

職域保健

労働者を対象とした保健活動のこと。労働基準法、労働安全衛生法などの法令を基に就業者の安全と健康の確保のための方策の実践を事業者、就業者に課すとともに、就業者を対象とした社会保険、地域住民や自営業を対象とした国民健康保険制度により、被保険者に健康の保持増進のための保健サービスを提供している。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品。

心疾患

心臓に生じる病気のこと。狭心症・心臓弁膜症・不整脈・心筋炎・先天的な心臓の異常など、心臓の病気の総称。

腎不全

腎臓の機能が低下し、正常に働かなくなった状態のこと。急性腎不全と慢性腎不全があり、末期腎不全に至った場合には、人工透析、あるいは腎臓移植が必要となる。

スポーツスタートアップ支援

新たにスポーツを始めようとしている市民をターゲットとしたスポーツイベント等の支援を行っている。各スポーツのさらなる発展のために行われる普及促進。

た行

大動脈解離

大動脈は内膜、中膜、外膜の3層に分かれていて、中膜がなんらかの原因で裂けて、もともとは大動脈の壁であった部分に血液が流れ込むことで大動脈内に二つの通り道ができる状態を指す。

大動脈瘤

大動脈の壁が弱くなっている部分が「こぶ」のようにふくらんでいる状態を指す。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

中山間地域

平野の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。浜松市の中山間地域は、天竜区と浜名区引佐町北部（旧鎮玉村及び旧伊平村）を対象としている。

テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用し、在宅勤務やモバイルワークなど、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

糖尿病予備群

糖尿病には至っていないものの、正常の人より血糖値が高い状態を示す。

特定給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設。

な行

ナッジ理論

ナッジ（nudge）は、そっと後押しするという意味で、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする手法。

脳血管疾患

脳の血管のトラブルによって脳細胞が障害を受ける病気の総称。脳血管疾患には、大きく分けて、動脈硬化が進んで脳の血管が詰まる「脳梗塞」と、脳の動脈が破れて出血する「脳出血」がある。

は行

浜松市食育ボランティア

浜松市食育推進計画に基づき、市と協働で「食を通じた健康づくり」を目的に地域で普及・啓発を行っている市民団体。

浜松パワーフード

浜松・浜名湖地域で生産、漁獲される旬の食材のこと。

フレイル

加齢に伴い、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要となりやすい健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。

平均余命

ある年齢の者がそれ以後生存し得る平均年数を、その年齢の平均余命という。各年齢の人が以後平均何年生きられるかを算定したもの。

ヘルステック

健康を意味するヘルス（Health）とテクノロジー（Technology）が合わさってできた造語。最新の技術を活用して医療分野におけるさまざまな問題を解決したり、健康をサポートしたりしてくれるシステム、又はサービス。

包括的性教育

身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等など幅広いテーマを含む教育。

ま行

慢性閉塞性肺疾患（COPD）

肺気腫や慢性気管支炎など、気管支の炎症や肺の弾性の低下により気道閉塞を起こし、呼吸困難に至る病気の総称。せき、たん、息切れが主な症状で、最大の原因は喫煙とされる。

メタボリックシンドローム

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指す。

ら行

ライフスタイル

生活の様式・仕方、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

英字・数字

Eスイッチプログラム

浜松市の地域特性を取り入れた環境学習プログラムのことで、小学校等で講座を実施している。「食」分野では学校給食や地産地消など食育について学ぶプログラムがある。

ICT

「Information and Communication Technology」の略称で情報通信技術のこと。

JDA-DAT

日本栄養士会災害支援チーム。災害発生地域において栄養に関する支援活動ができる専門的トレーニングを受けた栄養支援チームとして、東日本大震災を機に日本栄養士会より発足された。

SNS

Social Networking Service（ソーシャル、ネットワーキングサービス）の略称で、インターネットを通じて人と人をつなげるサービスの総称。

健康はままつ21

第3次浜松市健康増進計画

第2次浜松市歯科口腔保健推進計画

第4次浜松市食育推進計画

発行 浜松市

編集 浜松市健康福祉部健康増進課

〒432-8550 静岡県浜松市中央区鴨江二丁目 11-2

TEL 053-453-6125 FAX 053-453-6133

発行年月 令和6(2024)年3月